

(添付 1)

## 疑義照会事前合意書

千葉西総合病院と(保険薬局名称) \_\_\_\_\_ は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。

### 記

①千葉西総合病院より発行される処方箋において「疑義照会事前合意マニュアル」(別紙)に挙げる疑義照会事前合意例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

②運用開始について

20 年 月 日から運用を開始する。

③合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

④この合意は疑義照会を事前合意(簡略化)するものであり、正当な疑義照会の機会を妨げるものではない

以上

(施設住所・名称・代表者)

20 年 月 日

住 所: 〒270-2251 千葉県松戸市金ヶ作 107-1

名 称: 医療法人徳洲会 千葉西総合病院

代表者: 病院長 三角 和雄 印

20 年 月 日

住 所:

名 称:

代表者: 印